

小児医療費助成制度が変わります

小児医療費助成制度は、子どもがケガや病気などで医療機関にかかったとき、保険診療分の自己負担額を市が助成する制度です。令和5年4月診療分から、対象年齢を18歳まで拡大し、所得制限を撤廃します。

※このお知らせは、令和5年1月24日時点で逗子市に在住している方にお送りしています。

【重要】

助成を受けるためには、申請が必要です。

対象となる方は、同封の申請書に必要事項を記入し、令和5年3月10日（金）までに子どもの保険証の写しと一緒にご提出をお願いします。

●対象となる方

下記のすべての条件を満たす方が新たに対象となります。

- ・平成17年4月2日以降の生まれであること
- ・逗子市に住民登録があり、健康保険に加入していること
- ・生活保護を受給していないこと
- ・他の医療費助成制度（ひとり親家庭、重度障がい）対象ではないこと
- ・お子さん本人が婚姻していないこと

●対象年齢拡大および所得制限撤廃の開始時期

令和5年4月1日診療分から助成の対象となります。

●提出書類

- ・小児医療費助成事業医療証交付申請書

「記入例」をよくお読みの上、同封の用紙に必要事項を記入してください。

- ・対象となる小児の健康保険証の写し

上記の他に必要な書類がある場合は、子育て支援課から連絡します。

- ・同意書

今年、昨年、一昨年1月1日の、いずれかの住所地が逗子市外の場合ご提出ください。
平成17年4月2日～平成19年4月1日生の方は、上記に該当の場合でも提出不要です。

●提出期限

令和5年3月10日（金）必着

提出期間を過ぎると、4月1日までに医療証が交付できないことがあります。早めにご申
ください。

●提出方法

①郵送による提出

送付先：〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号

逗子市役所 教育部子育て支援課 小児医療担当

郵送の際は、既定の料金の切手を貼ってください。

②窓口での提出

逗子市役所 5階5番窓口 子育て支援課

開庁時間：8：30～17：00（土・日・祝日を除く）

●受給者証の送付

申請受付後、提出期限までにご提出いただいた方の分は、3月末に医療証を郵送します。

なお、提出期限を過ぎた場合、4月以降の郵送となることがありますのでお早めにご申請
ください。

●提出期限を過ぎた場合

4月以降に受給者証を受け取ることになった方でも、償還払により4月1日からの助成
ができます。詳細は市のホームページでご確認ください。

※同月内であれば、医療機関での払い戻しが可能です。受診された医療機関に、直接お問い
合わせください。（一部非対応）

●所得の確認について

所得制限は撤廃されますが、神奈川県補助事業を逗子市が受けるため、ご申請いただ
いた方等の確認を行います。ご理解ご協力をお願いします。

マイナンバーを利用せず、市区町村から発行される所得証明書による所得確認を希望さ
れる方は、子育て支援課までご連絡ください。申請時の所得確認年度から、転入された年の
年度まで必要です。所得確認年度については、市のホームページをご覧ください。

<お問い合わせ先>

逗子市教育部子育て支援課

TEL：046-873-1111 内線539